



鳥取県公報

平成 21 年 2 月 17 日 (火)
第 8 0 6 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|--|
| ◇ 告 示 | 大規模小売店舗に関する変更事項の届出に対する意見書の提出 (86) (経営支援チーム) 2 |
| | 指定居宅サービス事業者の事業所の所在地の変更 (87) (東部総合事務所福祉保健局) 2 |
| | 指定居宅サービス事業者の事業所の名称及び所在地の変更 (88) (〃) 3 |
| | 指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地の変更 (89) (〃) 3 |
| | 指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地の変更 (90) (〃) 3 |
| | 指定居宅サービス事業者の廃止 (91) (〃) 4 |
| | 指定介護予防サービス事業者の廃止 (92) (〃) 4 |
| ◇ 選管告示 | 選挙管理委員会の招集 (4) 5 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施 (総合療育センター) 5 |
| | 落札者の決定 (教育委員会教育環境課) 8 |

告 示

鳥取県告示第86号

平成20年鳥取県告示第758号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示したラ・ムー米子北店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成21年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村
米子市
- 2 意見の概要
 - (1) 店舗敷地の多くの部分が住居地域にあることについて
 - ア 深夜における駐車場利用者の不用意な騒音発生への注意及び駐車場の深夜利用箇所の検討が必要
 - イ 屋外照明による周辺住居への光害発生に注意が必要
 - ウ 空調機などの室外機、排風機及び受電設備からの騒音に注意が必要
 - (2) 駐車場の出入口について
 - ア 不測の交通渋滞を起こさないようにするため、市道西福原堀川1号線と市道福原三柳3号線は、出入口以外は車の出入りができないように構造物を設置すること。
 - イ 歩道の歩行者の通行を妨げないようにするため、市道西福原堀川中央線に駐車車両をはみ出さないよう構造物を設置すること。
 - (3) 道路法の手続について
市道を出入口としているところ（駐車場4か所、駐車場（従業員用）1か所及び搬入車輛1か所）は、道路法の手続を行うこと。
 - (4) 敷地の取扱いについて
店舗部分と荷さばき施設部分の敷地を合わせて1の敷地とした場合、第1種中高層住居専用地域の部分が敷地の過半を占めることとなり、本届出に係る店舗は、建築基準法による用途規制違反となるため、敷地の範囲を明確にし、必要があれば適法な措置を施すこと。
- 3 縦覧に供する期間
平成21年2月17日から1月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済・雇用政策総室
米子市鞆町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1
米子市経済部商工課

鳥取県告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 居宅サービス事業を行う事業所の名称 | 居宅サービス事業を行う事業所の所在地 | 変更年月日 |
|---------------------------------------|-----------------|-------------------------------------|--------------------|-----------|
| 株式会社メディコー プとっとり 代表取締役社長 池成福己 | 鳥取市末広温泉 町566 | 株式会社メディコー とっとりヘルパーステーション たんぼぼ | 鳥取市末広温泉町203 | 平成21年2月1日 |

鳥取県告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 居宅サービス事業を行う事業所の名称 | 居宅サービス事業を行う事業所の所在地 | 変更年月日 |
|------------|-------------------|-------------------|--------------------|------------|
| 宮本二郎 | 鳥取市福部町海士 359-7 | 宮本医院 | 鳥取市福部町海士359 -7 | 平成16年11月1日 |

鳥取県告示第89号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護支援事業を行う事業所の名称 | 居宅介護支援事業を行う事業所の所在地 | 変更年月日 |
|-----------------------------|-----------------|--------------------|--------------------|------------|
| 鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上英明 | 鳥取市末広温泉 町566 | せいきょう居宅介護支 援事業所 | 鳥取市末広温泉町203 | 平成21年1月22日 |

鳥取県告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防サービス事業を行う事業所の名称 | 介護予防サービス事業を行う事業所の所在地 | 変更年月日 |
|---------------------------------------|-----------------|--------------------------------------|----------------------|-----------|
| 株式会社メディコー プとっとり 代表取締役社長 池成福己 | 鳥取市末広温泉 町566 | 株式会社メディコー プとっとりヘルパーステ ーションたんぼぼ | 鳥取市末広温泉町203 | 平成21年2月1日 |

鳥取県告示第91号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 氏名（名称及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 居宅サービス事業を行っていた事業所の名称 | 居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地 | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日 |
|------------------------|----------------|----------------------|-----------------------|---------------------------------|-----------|
| 菊川寿子 | 鳥取市用瀬町別府102-1 | 菊川医院 | 鳥取市用瀬町別府102-1 | 居宅療養管理指導 訪問リハビリテーション 訪問看護 | 平成20年5月1日 |
| 片山正見 | 鳥取市吉方温泉二丁目245 | スカイ・クリニック | 鳥取市弥生町223 | 〃 | 平成21年2月1日 |
| 医療法人社団尾崎病院 理事長 尾崎健一 | 鳥取市湖山町北二丁目555 | 医療法人社団尾崎病院 | 鳥取市湖山町北二丁目555 | 居宅療養管理指導 訪問看護 | 〃 |

鳥取県告示第92号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 氏名（名称及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称 | 介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地 | 介護予防サービスの種類 | 廃止年月日 |
|----------------|----------------|------------------------|-------------------------|--------------|-----------|
| 菊川寿子 | 鳥取市用瀬町別府102-1 | 菊川医院 | 鳥取市用瀬町別府102-1 | 介護予防居宅療養管理指導 | 平成20年5月1日 |

| | | | | | |
|------------------------|---------------|------------|---------------|-----------------------------|-----------|
| | | | | 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防訪問看護 | |
| 片山正見 | 鳥取市吉方温泉二丁目245 | スカイ・クリニック | 鳥取市弥生町223 | 〃 | 平成21年2月1日 |
| 医療法人社団尾崎病院 理事長 尾崎健一 | 鳥取市湖山町北二丁目555 | 医療法人社団尾崎病院 | 鳥取市湖山町北二丁目555 | 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 | 〃 |

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第4号

平成21年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成21年2月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成21年2月20日（金） 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 平成21年度明るい選挙推進運動要領について
 - (2) その他

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 調達件名及び数量
鳥取県立総合療育センター清掃業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
 - (3) 履行場所
米子市上福原七丁目13-3 鳥取県立総合療育センター
 - (4) 履行期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の建物清掃に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年2月24日（火）午後5時30分までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成21年2月17日（火）から同年3月30日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号の事業の登録を受けている者であること。

(5) 平成17年度以降に本件施設に係る清掃業務又は1件の契約に係る清掃対象の建物の延べ床面積が7,000平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立総合療育センター事務部

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒683-0004 米子市上福原七丁目13-3

鳥取県立総合療育センター事務部

電話 0859-38-2155（直通）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433（直通）

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成21年2月17日（火）から同年3月3日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、200円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年3月30日（月）午後2時（郵便等による入札書の受領期限は、同月27日（金）午後5時とする。）

鳥取県立総合療育センター2階 第1会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成21年3月3日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required

・Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Rehab Center for Children, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation:

5:00 p.m. 3 March, 2009

(3) Date and time for tender submission:

2:00 p.m. 30 March, 2009

Deadline for the submission of tenders by registered mail:

5:00 p.m. 27 March, 2009

(4) Please contact:

Tottori Prefectural Rehab Center for Children

7-13-3 Kamifukubara, Yonago-shi, Tottori

683-0004 Japan

TEL 0859-38-2155

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 21 年 2 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種中間検査に係る整備及び修繕 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成 20 年 12 月 10 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | サンセイ株式会社下関工場 山口県下関市彦島本村町三丁目 5-1 |
| 5 落 札 金 額 | 27,615,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成 20 年 10 月 31 日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称 及び所在地 | 鳥取県立境港総合技術高等学校 境港市竹内町 925 |